

教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令案の概要

I 改正の趣旨

官報公告される教員免許状の失効・取上げの情報を活用し、教員採用権者においてより適切な採用選考に資するよう、失効・取上げ事由である懲戒免職等の具体的事由等を官報公告事項として規定するほか、所要の改正を行うもの。

II 改正の概要

1. 教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「法」という。）第13条第1項の規定による公告は、次の事項を官報に掲載して行うものとする。

(1) 氏名、(2) 本籍地、(3) 免許状の種類、(4) 授与権者、(5) 授与年月日、(6) 免許状の番号、(7) 失効・取上げの年月日、(8) 失効・取上げの事由（失効・取上げの事由が懲戒免職又はこれに相当する解雇であるときは、次の①～⑤のいずれに該当するかの別も含む。）

- ① 18歳未満の者又は自らが勤務する学校に在籍する幼児、児童若しくは生徒に対するわいせつな行為又はセクシュアル・ハラスメント
- ② わいせつな行為又はセクシュアル・ハラスメント（①に該当するものを除く。）
- ③ 交通法規違反又は交通事故
- ④ 教員の職務に関し行った非違行為（①～③に該当するものを除く。）
- ⑤ その他の事由

2. 所轄庁（免許管理者を除く。）が法第14条の規定による免許管理者への通知を行う場合（懲戒免職処分があったとき又はこれに相当する解雇があったと思料するときに限る。）又は学校法人等が法第14条の2の規定による所轄庁への報告を行う場合（その行った解雇の事由が懲戒免職に相当する解雇と思料するときに限る。）には、その通知又は報告には、懲戒免職又は解雇の事由が上記1. ①～⑤のいずれに該当すると思料するかの別を付して行うものとする。

3. 上記に併せて、原簿記載事項の規定の整備を行うこととする。

III 施行日等

令和3年4月1日

※ IIの1. は施行日以後に免許状が失効・取上げとなった者について、IIの2. は施行日以後に懲戒免職処分を受け又は解雇された者について適用する。

○教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）

（授与）→欠格事由

第五条 普通免許状は、別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するため行う教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。

- 一 十八歳未満の者
- 二 高等学校を卒業しない者（通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しない者を含む。）。ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認めた者を除く。
- 三 禁錮以上の刑に処せられた者
- 四 第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者
- 五 第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者
- 六 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（失効）→公立学校教員の非違行為の場合

第十条 免許状を有する者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その免許状はその効力を失う。

- 一 第五条第一項第三号又は第六号に該当するに至ったとき。
 - 二 公立学校の教員であつて懲戒免職の処分を受けたとき。
 - 三 公立学校の教員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十九条の二第一項各号に掲げる者に該当する者を除く。）であつて同法第二十八条第一項第一号又は第三号に該当するとして分限免職の処分を受けたとき。
- 2 前項の規定により免許状が失効した者は、速やかに、その免許状を免許管理者に返納しなければならない。

(取上げ) →公立学校教員以外の非違行為の場合

第十一条 国立学校、公立学校(公立大学法人が設置するものに限る。次項第一号において同じ。) 又は私立学校の教員が、前条第一項第二号に規定する者の場合における懲戒免職の事由に相当する事由により解雇されたと認められるときは、免許管理者は、その免許状を取り上げなければならない。

2 免許状を有する者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、免許管理者は、その免許状を取り上げなければならない。

一 国立学校、公立学校又は私立学校の教員(地方公務員法第二十九条の二第一項各号に掲げる者に相当する者を含む。)であつて、前条第一項第三号に規定する者の場合における同法第二十八条第一項第一号又は第三号に掲げる分限免職の事由に相当する事由により解雇されたと認められるとき。

二 地方公務員法第二十九条の二第一項各号に掲げる者に該当する公立学校の教員であつて、前条第一項第三号に規定する者の場合における同法第二十八条第一項第一号又は第三号に掲げる分限免職の事由に相当する事由により免職の処分を受けたと認められるとき。

3 免許状を有する者(教育職員以外の者に限る。)が、法令の規定に故意に違反し、又は教育職員たるにふさわしくない非行があつて、その情状が重いと認められるときは、免許管理者は、その免許状を取り上げることができる。

4・5 (略)

(失効等の場合の公告等)

第十三条 免許管理者は、この章の規定により免許状が失効したとき、又は免許状取上げの処分を行つたときは、その免許状の種類及び失効又は取上げの事由並びにその者の氏名及び本籍地を官報に公告するとともに、その旨をその者の所轄庁及びその免許状を授与した授与権者に通知しなければならない。

2 この章の規定により免許状が失効し、若しくは免許状取上げの処分を行い、又はその旨の通知を受けたときは、その免許状を授与した授与権者は、この旨を第八条第一項の原簿に記入しなければならない。

官報情報検索ツールの仕組み（イメージ）

官報に公告されている教員免許状の失効・取上げ情報を簡易に検索できるツールを、文部科学省から教員採用権者である都道府県及び指定都市（政令市）の教育委員会、国立・私立学校等に配付。

○官報情報（失効・取上げ情報）に該当する者か否かを確認

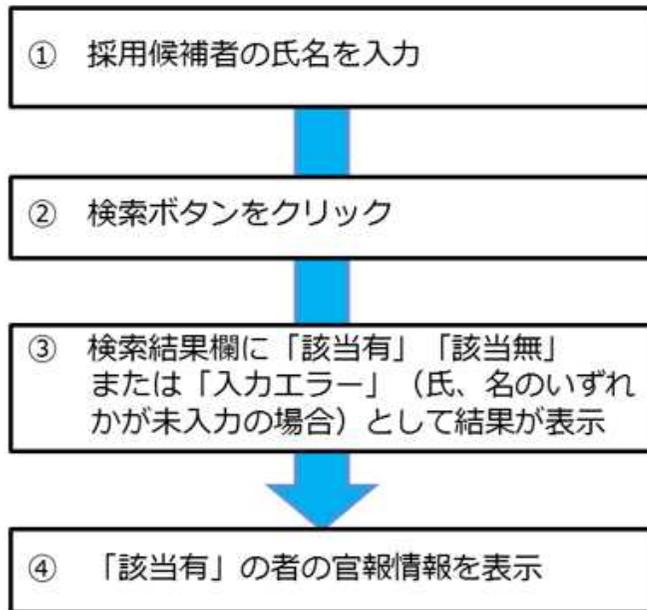
No	検索条件		検索結果
	氏名		
	氏	名	
1	文部	太郎	
2	文部	花子	
3	文部		
4	文部	次郎	
5	科学	太郎	

検索
②

No	検索条件		検索結果
	氏名		
	氏	名	
1	文部	太郎	該当無
2	文部	花子	該当無
3	文部		入力エラー
4	文部	次郎	該当有
5	科学	太郎	該当無

③

利用の流れ



○検索した結果、「該当有」の者の官報情報を表示

④

氏名		免許状の種類	教科	官報番号	公告日	公告主	失効/取上げ等	本籍地	生年月日	免許状の番号	失効年月日	失効の事由
氏	名											
文部	次郎	中学校教諭一種免許状	英語	第X X号	平成〇年〇月〇日	〇〇県教育委員会	失効	〇〇県	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	平X X中一種第XX号	平成〇年〇月〇日	教育職員免許法第10条第1項第2号該当

官報公告される免許の失効事由（理由）について、わいせつ行為による懲戒免職である場合はその旨が分かるよう、省令を改正する予定